

# 初心者スキー教室

# 犬のフンは後始末を

教育委員会

とき 2月4日(火)

ところ 五日町スキー場

日程 総合体育館7時半～五日町10時(講習)～昼食～練習1時～3時五日町発～黒埼5時半

参加費 1人1500円

申し込み 総合体育館へ。定員20人になり次第締切り。

その他 スキー用具はスキー場で借用できます(各自負担)

〇服装などは各自で準備

〇積雪の状況でスキー場の変更、中止があります。



# 問い合わせ電話変更

NTT大野町電報電話局

NTT大野町電報電話局はお客様のサービス向上のため、2月3日(月)午前8時30分から各種注文受付、料金問い合わせ用の電話番号を局番なしの「一一六番」に変更します。着信無料です。

一町民  
犬のフンは必ず清掃してください。役場に苦情が寄せられています。愛犬家なら当然のマナーです。(顔見知りなので注意できないと言います)

# 定時制、通信制 生徒募集

県教育庁

働きながら高等学校教育を受けたい。通信制高校の生徒を募集しています。

〇募集している学校

〇定時制

〇通信制

〇既卒生

〇中卒程度

〇願書提出

〇定時制

〇通信制

〇学力検査

〇3月17日

〇同時に実施

〇問い合わせ

〇2月5日

〇2月5日

〇2月5日

〇2月5日

〇2月5日

〇2月5日

参考 〇定時制は2274人  
通信制は2846人が60年度学んでいます。  
〇通信制は一部の科目だけの学習もできます。  
〇教科書は無償で、修学奨励金の貸与制度があります。  
〇通信制(新潟高校)の要項が役場企画開発課広報係に届いています。

# 経営研修会開催

青年会議所

青年会議所では経営問題に積極的に取り組みます。「MIA合同研修」を行いますので、商工業、農業、会社員を問わず関心のあるかたはぜひご参加ください。

〇2月15日(日)、16日(月)

〇2月7日(日)までに

〇2月7日(日)までに

〇2月7日(日)までに

〇2月7日(日)までに

〇2月7日(日)までに

〇2月7日(日)までに

〇2月7日(日)までに

〇2月7日(日)までに

〇2月7日(日)までに

〇2月7日(日)までに

〇2月7日(日)までに

〇2月7日(日)までに

〇2月7日(日)までに

〇2月7日(日)までに

〇2月7日(日)までに

〇2月7日(日)までに

〇2月7日(日)までに

〇2月7日(日)までに

# 確定申告をする

# 税金が戻ります

サラリーマンと税金

サラリーマンが納める所得税は、普通、年末調整で過不足が精算され、納税は完了します。しかし、災害に遭ったり、多額の医療費を払った場合や、マイホームを購入したときは、確定申告をすると、税金が戻ってくる場合があります。そこで、それぞれのケースについて見てみましょう。

# 雑損控除を受ける場合

地震、火災などの災害や盗難、横領により住宅や家財に損害を受けた場合、表の(1)と(2)によって計算した金額のうち、いずれも多い方の金額が雑損控除として所得金額から控除されます。なお、損害額のうち、保険金などで補てんされた額は除かれます。



# 医療費控除を受ける場合

病状やケガなどで、多額の医療費を支払った場合、所得金額から控除されます。



# 国民健康保険

# 退職者医療制度

国民健康保険の加入者で、会社や役所・団体・学校など水年勤めて年金をもらっている70歳未満の人およびその扶養家族は、医療については退職者医療制度の被保険者、被扶養者として診療を受けることとなります。黒埼町には413人おります。

# 被保険者

① 厚生年金、共済組合(国家公務員、地方公務員、公共企業体職員、私学教職員)の五共済組合、船員保険の各年金制度から老齢年金または退職年金をもらっている人。

② ①の年金制度へ40歳以後に10年以上加入して通算老齢年金をもらっている人。

被扶養者―被保険者の扶養家族―

① 被保険者の直系尊属、配偶者(内縁関係を含む)および三親等内の親族で、被保険者と同じ居し、主として被保険者の収入によって生活している人。

② 国保の加入者で老人保健法の適用をうけていない人。

お医者さんのかかり方

退職者医療制度の加入者には、保険証を交付します。この保険証は、一般の国保の保険証とは違い、「国民健康保険退職被保険者証」といいます。お医者さんにかかるときは、この保険証を窓口へ提出します。

退職者医療の加入者は、退職被保険者が年金受給権を取得した日からその資格が発生しますが、新しい保険証がくるまで国保の保険証で医療をうけ、医療費の三割を自己負担します。このような場合、あとで「特別療養費支給申請書」を提出すると差額(本人一割、被扶養者の入院一割)が特別療養費として払いもどされます。

特別療養費制度

退職者医療の加入者は、退職被保険者が年金受給権を取得した日からその資格が発生しますが、新しい保険証がくるまで国保の保険証で医療をうけ、医療費の三割を自己負担します。このような場合、あとで「特別療養費支給申請書」を提出すると差額(本人一割、被扶養者の入院一割)が特別療養費として払いもどされます。

退職者医療制度の給付

退職者本人

外来 8割支給 自己負担2割

入院 8割支給 自己負担2割

被扶養者

外来 7割支給 自己負担3割

入院 8割支給 自己負担2割

退職者医療制度

退職者医療の加入者は、退職被保険者が年金受給権を取得した日からその資格が発生しますが、新しい保険証がくるまで国保の保険証で医療をうけ、医療費の三割を自己負担します。このような場合、あとで「特別療養費支給申請書」を提出すると差額(本人一割、被扶養者の入院一割)が特別療養費として払いもどされます。

特別療養費制度

退職者医療の加入者は、退職被保険者が年金受給権を取得した日からその資格が発生しますが、新しい保険証がくるまで国保の保険証で医療をうけ、医療費の三割を自己負担します。このような場合、あとで「特別療養費支給申請書」を提出すると差額(本人一割、被扶養者の入院一割)が特別療養費として払いもどされます。

退職者医療制度の給付

退職者本人

外来 8割支給 自己負担2割

入院 8割支給 自己負担2割

被扶養者

外来 7割支給 自己負担3割

入院 8割支給 自己負担2割

退職者医療制度

退職者医療の加入者は、退職被保険者が年金受給権を取得した日からその資格が発生しますが、新しい保険証がくるまで国保の保険証で医療をうけ、医療費の三割を自己負担します。このような場合、あとで「特別療養費支給申請書」を提出すると差額(本人一割、被扶養者の入院一割)が特別療養費として払いもどされます。

特別療養費制度

退職者医療の加入者は、退職被保険者が年金受給権を取得した日からその資格が発生しますが、新しい保険証がくるまで国保の保険証で医療をうけ、医療費の三割を自己負担します。このような場合、あとで「特別療養費支給申請書」を提出すると差額(本人一割、被扶養者の入院一割)が特別療養費として払いもどされます。

退職者医療制度の給付

退職者本人

外来 8割支給 自己負担2割

入院 8割支給 自己負担2割

被扶養者

外来 7割支給 自己負担3割

入院 8割支給 自己負担2割

退職者医療制度

退職者医療の加入者は、退職被保険者が年金受給権を取得した日からその資格が発生しますが、新しい保険証がくるまで国保の保険証で医療をうけ、医療費の三割を自己負担します。このような場合、あとで「特別療養費支給申請書」を提出すると差額(本人一割、被扶養者の入院一割)が特別療養費として払いもどされます。

特別療養費制度

退職者医療の加入者は、退職被保険者が年金受給権を取得した日からその資格が発生しますが、新しい保険証がくるまで国保の保険証で医療をうけ、医療費の三割を自己負担します。このような場合、あとで「特別療養費支給申請書」を提出すると差額(本人一割、被扶養者の入院一割)が特別療養費として払いもどされます。

退職者医療制度の給付

退職者本人

外来 8割支給 自己負担2割

入院 8割支給 自己負担2割

被扶養者

外来 7割支給 自己負担3割

入院 8割支給 自己負担2割

退職者医療制度

退職者医療の加入者は、退職被保険者が年金受給権を取得した日からその資格が発生しますが、新しい保険証がくるまで国保の保険証で医療をうけ、医療費の三割を自己負担します。このような場合、あとで「特別療養費支給申請書」を提出すると差額(本人一割、被扶養者の入院一割)が特別療養費として払いもどされます。

特別療養費制度

退職者医療の加入者は、退職被保険者が年金受給権を取得した日からその資格が発生しますが、新しい保険証がくるまで国保の保険証で医療をうけ、医療費の三割を自己負担します。このような場合、あとで「特別療養費支給申請書」を提出すると差額(本人一割、被扶養者の入院一割)が特別療養費として払いもどされます。

退職者医療制度の給付

退職者本人

外来 8割支給 自己負担2割

入院 8割支給 自己負担2割

被扶養者

外来 7割支給 自己負担3割

入院 8割支給 自己負担2割

# 住宅建設資金を融資 金融公庫

住宅金融公庫では、自分が住むための住宅を新築する方に対して個人住宅建設資金の申込み受付を次の要領により行っています。

1. 受付期間 昭和61年1月9日(木)から3月5日(水)
2. 選定方法 選考(無抽選)により行います。
3. 融資額及び利率

住宅の床面積	利率		融資限度額		特別加算額	特別加算額の金利
	当初10年間	11年以降	耐耐火	木造		
50㎡超～110㎡以下	5.5%	6.85%	640万円	510万円	150万円	6.85%
110㎡超～135㎡以下	6.4%	6.85%	710万円	570万円	200万円	
(110㎡超～135㎡以下)	(6.0%)	(6.85%)	(780万円)	(630万円)	(250万円)	
135㎡超～165㎡以下	6.85%	6.85%	780万円	630万円	250万円	

- (注) 1. ( )内は老人同居の場合  
2. 返済期間 木造の場合25年以内  
3. 申込場所 住宅建設場所と同一県内の「住宅金融公庫業務取扱店」と表示した金融機関

◎詳しいことについては、住宅金融公庫北関東支所(電話0272-32-6655) またはお近くの公庫業務取扱金融機関でご相談下さい。

# 特別障害者手当制度が創設

昨年4月、国民年金法の一部改正が行われ、昭和61年4月から障害者の所得保障確立のため、障害基礎年金制度が導入されることになりました。これに伴い、成人の福祉手当が再編成された特別障害者手当制度が新たに発足します。

# 特別障害者手当

- (1)支給対象 20才以上であって、日常生活に常時特別の介護を要する程度の在宅の重度障害者
- (2)手当額 月額20,000円
- (3)支払月 2月・5月・8月及び11月の4期にそれぞれの前月分までを支払います。
- (4)施行期日 昭和61年4月1日
- (5)受付開始 昭和61年1月4日から役場窓口で行います。

# 障害児福祉手当

20才未満の障害児には従来同様の手当が支給されます。なお、支払月は特別障害者手当と同期月です。

# 経過措置福祉手当

障害基礎年金制度の対象にならない人で、かつ、特別障害者手当の障害認定基準に該当しないが、現行福祉手当の認定を昭和61年3月までに受けた人には、その障害が継続する間に限り従来の手当が支給されます。

# 2 役場住民福祉課

雑損控除を受ける場合は、被害を受けた損害額の明細書や領収証を確定申告書に添えて提出するか、確定申告書の提出の際に提示してください。

▶雑損控除の計算◀	
(1) 損害額ー所得金額の10%	
(2) 損害額のうち災害関連支出の金額ー5万円	
▶医療費控除の計算◀	
昭和60年中に支払った医療費の総額	医療費(最高200万円) 控除額
(5万円または所得金額の5%のいずれか少ない額)	

医療費控除の対象となる医療費		対象とならない医療費	
①医師、歯科医師に支払った診療費や治療費	①美容整形のための費用	②健康増進や疾病予防などのための医薬品の購入費	③人間ドッグなどの健康診断のための費用(ただし、診断の結果、重大な疾病が発見され、引き続き治療を受けることになったときは、健康診断の費用も医療費控除の対象となります)
②治療、療養のための医薬品の購入費	④親族に支払う療養上の世話の費用	⑤治療に直接必要のない近視、遠視のための眼鏡や補聴器などの購入費	⑥紙オムツ、寝具類の購入費および医師などに支払う謝礼金
③病院や診療所へ入院するための費用	⑥紙オムツ、寝具類の購入費および医師などに支払う謝礼金		
④マッサージ、指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師などによる治療を受けるために支払った施術費			
⑤保健婦、看護婦などに対して支払った療養上の世話の費用			
⑥助産婦に対して支払った分べんの介助料			
などで、その病状に応じて一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額です。			

見守ろう税のゆくえと使いみち

黒埼中 3年6組 伏見 律子

税金を正しく納め町づくり

黒埼中 3年6組 小林 直人